

入札公告

道路パトロール車運転業務委託（単価契約）に関する一般競争入札公告

道路パトロール車運転業務委託（単価契約）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 4 年 2 月 1 6 日

岐阜県高山土木事務所長 藤井 忠直

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

道路パトロール車運転業務委託（単価契約）

(2) 委託業務の場所

高山土木事務所管内一円

(3) 委託業務の内容等

入札説明書による。

概要：業務日は 3 年間で 4 4 8 日とする。

勤務形態は原則月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝日及び県庁閉庁日を除く毎日

(4) 委託業務期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった時は契約を解除することがある。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規程によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であつ

でも、手続開始決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (5) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (6) 旅客自動車運送事業を行っている事業所であること。
- (7) 車両運転責任者 1 名及び下記条件を満たす車両運転手 2 名以上を当該業務に配置できること。
 - (車両運転手)
 - パトロール車の運転に必要な免許取得後、入札時点において 3 年以上経過した者とする。
 - かつ、年齢が、契約する時点で 70 歳未満、入札時点において直近 3 年間に、自動車の運転に関して罰金刑以上の刑に処せられていない者とする。
- (8) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期限内に受けていないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒506-8688 岐阜県高山市上岡本町 7-468

岐阜県高山土木事務所 管理調整係

TEL 0577-33-1111 (内線 362)

FAX 0577-33-1086

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 4 年 2 月 16 日（水）から令和 4 年 2 月 22 日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和4年2月24日(木)午後3時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和4年2月28日(月)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時

令和4年3月25日(金) 午前10時00分

イ 場 所

岐阜県高山市上岡本町7-468

飛騨総合庁舎 分館1階入札室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)のうち、当該金額の100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の110分の100に相当する額の範囲内の価格の入札書の提出がない場合は、直ちに再度入札を行います。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期限内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 入札等に関する質疑がある場合は、令和4年2月24日（木）午後3時までに、書面により3の(1)まで提出するものとする。
- (8) 詳細は、入札説明書による。
- (9) 令和4年度予算の議決が得られなかった場合には、入札を取りやめることがある。
- (10) 業務予定日数は公告日現在で予想される日数であり、各年度4月1日の本所人員配置、祝祭日等の変更その他の事情により変動することがある。